

(原案)

第5次由利本荘市男女共同参画計画

～市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち～



作成 令和8年2月

秋田県由利本荘市

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の基本的な考え方 | 3 |
| (1) 基本理念 | 3 |
| (2) 基本目標 | 3 |
| (3) 計画の位置づけ | 4 |
| (4) 計画の期間 | 4 |
| (5) 計画の体系 | 5 |
| 第2章 計画の施策と取組 | 6 |
| 基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりの推進 | 7 |
| 重点目標(1) 誰もが活躍し続けられる職場づくりの推進 | 8 |
| 重点目標(2) 男女ともに活躍できる環境づくりの推進 | 10 |
| 重点目標(3) 地域社会における女性の参画拡大 | 12 |
| 指標・目標 | 13 |
| 基本目標Ⅱ 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現 | 14 |
| 重点目標(1) 性暴力やハラスメント等の根絶 | 15 |
| 重点目標(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 | 17 |
| 重点目標(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援 | 19 |
| 重点目標(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策 | 21 |
| 指標・目標 | 22 |
| 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化 | 23 |
| 重点目標(1) 人権の尊重と理解促進 | 24 |
| 重点目標(2) 男女共同参画関連団体の連携強化 | 25 |
| 指標・目標 | 25 |
| 第3章 計画の推進体制 | 26 |
| 【参考資料】 | |
| 由利本荘市男女共同参画推進条例 | 29 |
| 由利本荘市男女共同参画都市宣言 | 32 |
| 男女共同参画社会基本法 | 33 |
| 秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例） | 38 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際的な協調の下に行われなければならないとされており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけられています。

こうした中、2015年(平成27年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」とうたわれ、17の目標の5番目に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメント」が掲げられています。

しかしながら、国際社会において、日本は男女共同参画の分野で他の先進国に大きく遅れをとっており、2025年(令和7年)に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、148カ国中118位、G7の中でも最下位であり、さらにベトナム(74位)、韓国(101位)、中国(103位)などのアジアの近隣諸国を下回る結果となっています。

一方、国内に目を向けると、女性の就業率は上昇し、M字カーブはほぼ解消したものの、出産・育児期に女性が非正規化するL字カーブ問題や、賃金格差、管理職比率の低さなど、依然として課題が残っています。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が、男女双方の働き方や生き方の自由を妨げている要因となっていると考えられています。

また、我が国の人口が2008年(平成20)年をピークに減少し続ける中、地方では、産業活性化、出産・子育て支援、移住促進等の取組がなされたものの、東京一極集中の大きな流れを変えるには至らず、若者や女性が地方を離れる動きが加速しています。このため、各地域において女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するだけでなく、地域社会の担い手の確保や、多様な視点からのイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものです。

こうした情勢を踏まえ、国では2025年(令和8年)4月に「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会基本法の理念のもと、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を担うべき社会の形成を目指しています。また、秋田県では2026年(令和8年)4月に「第6次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、人口減少が急速に進行する中においても、男女が互いに尊重し協力しながら、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境を整えることを目的としています。

このような国・県の方針と社会情勢の変化を考慮し、本市においても、地域の実情に即した男女共同参画の取組をさらに進める必要があります。人口減少や地域社会を支える人材の担い手不足が進む中で、男女が共に支え合い、多様な価値観を尊重しながら活躍できる地域づくりは、持続可能なまちの実現に不可欠です。

本市では、これまでの取組で成果が見られた点は継続しつつ、時代の変化や新たな課題に対応するため「第5次男女共同参画計画」を策定しました。この計画を通して、すべての人が性別にかかわらず安心して暮らし、個性と能力を発揮できる地域社会の実現を目指してまいります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「由利本荘市総合計画」で目指す10年後のまちの姿

市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち

～このまちで私らしく生きる。このまちにずっと暮らす。このまちをもっと好きになる。～

の実現のため、次のような社会を目指します。

- ①誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ②すべての人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③仕事と生活の調和が図られ、性別に関わらず、すべての人が充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、地域内外と協調する社会
- ※本計画中で用いる「男女」の記載は、性的マイノリティを含むものであり、表記上の2つの性に限定するものではありません。

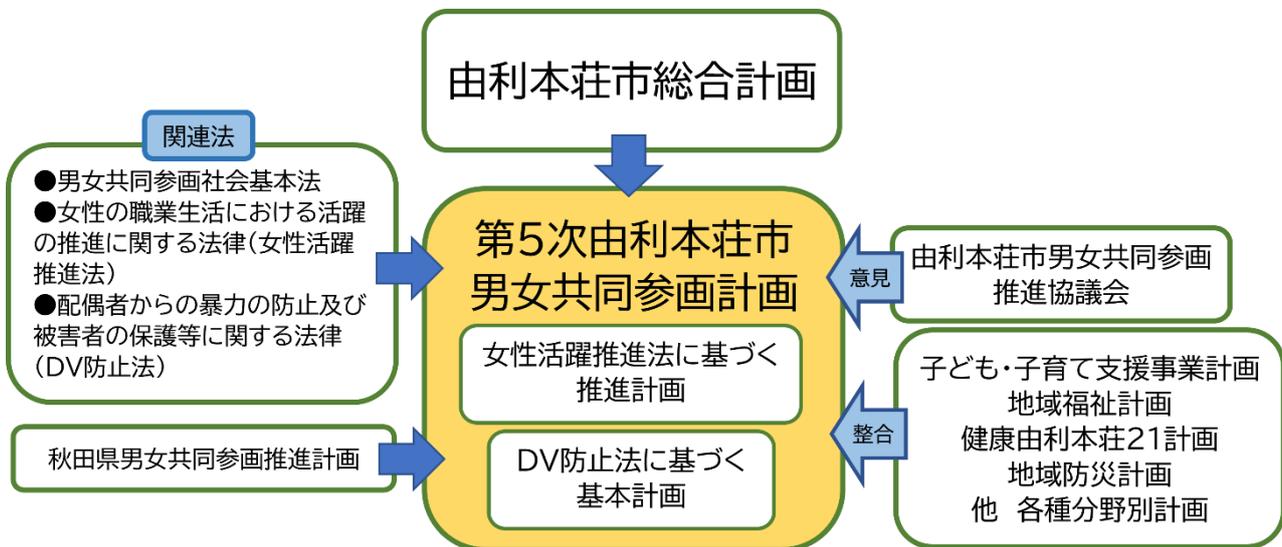
(2) 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指して次の3つを基本目標とします。

- I 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりの推進
- II 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化

(3) 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 市政運営の方向性を示す、由利本荘市総合計画(令和8年4月～)を上位計画とする分野別計画として位置づけます。
- 「第4次由利本荘市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度)」を継承し、「子ども・子育て支援事業計画」「地域福祉計画」など市のその他分野別計画との整合を図り策定したものです。
- 計画の基本目標Ⅰの重点目標(1)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当するものです。
- 計画の基本目標Ⅱの重点目標(1)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当するものです。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

※社会情勢の変化や計画の進捗状況などに対応するため、随時見直しを行います。

(5)計画の体系

| 基本目標 | 重点目標 | 基本施策 |
|---------------------------------------|------------------------------|--|
| Ⅰ 性別にかかわらず 誰もが活躍できる 環境づくりの推進 | (1) 誰もが活躍し続けられる 職場づくりの推進 | ①多様な働き方が選択できる 差別の無い労働環境づくり |
| | | ②職業能力開発の支援 |
| | (2) 誰もが活躍できる 環境づくりの推進 | ①家庭生活における社会教育 の充実 |
| | | ②家庭における固定化された 役割分担意識の解消 |
| | | ③ワーク・ライフ・バランス の実現に向けた取組 |
| | (3) 地域社会における 女性の参画拡大 | ①各種審議会・委員会・モニ ターへの男女同数の参画推 進 |
| ②地域コミュニティにおける 男女共同参画推進活動の促 進 | | |
| Ⅱ 健康で明るく 安全・安心な暮らし の実現 | (1) 性暴力やハラスメント等 の根絶 | ①ジェンダーに基づくあらゆる 暴力・ハラスメントの防止 |
| | | ②市民の不安・悩みを解消す る相談体制の充実 |
| | (2) ライフステージに応じた 健康づくりへの支援 | ①母子保健に関する知識の普 及とサービスの充実 |
| | | ②生涯にわたる心と身体の健 康づくりの推進 |
| | (3) 生活上の困難を抱える 家庭等に対する支援 | ①生活困窮、高齢、障がい等 により課題や困難を抱える 人への支援 |
| | | ②ひとり親家庭に対する各種 相談・生活支援 |
| | | ③困難を抱える子どもや若者 の育成支援 |
| | (4) 男女共同参画の視点に 立った防災対策 | ①災害への備え |
| ②災害発生時の対応 | | |
| Ⅲ 男女共同参画社会の 実現に向けた 意識醸成と基盤強化 | (1) 人権の尊重と理解促進 | ①男女共同参画に関する意 義・意識の啓発 |
| | (2) 男女共同参画関連団体の 連携強化 | ①男女共同参画推進のための 意見交換と学習機会の提供 |

第2章

計画の施策と取組

基本目標 I

性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりの推進

現代社会において、性別にかかわらず全ての人がその個性や能力を最大限に発揮できる環境を整えることは、持続可能な社会の構築において極めて重要です。しかし、現状では性別に基づく役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として存在し、自分の能力を十分に発揮できない要因となっています。

このような環境のもとでは、女性が労働市場において希望するキャリアを形成しにくい状況が生じているほか、男性についても育児や家事に積極的に関わることを望んでいても、社会的な期待や企業文化の障壁により、自分らしい働き方を選択しづらい状況にあります。したがって、全ての人が平等に活躍できる環境を整えるためには、性別にかかわらず多様な働き方を選択できる環境づくりが必要です。

そのためには、性別にかかわらず誰もが活躍しやすい雇用環境や労働条件の改善、固定化された役割分担意識の解消が不可欠です。これにより、男女が共に家庭内の役割を分担し、性別にとらわれない柔軟な働き方が実現できます。特に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みは、全ての人が家庭や育児、介護、社会活動に参加しやすい環境を作るために必要です。

また、誰もが活躍できる環境をつくるには、様々な意思決定の場面への女性の参画を推進し、その視点や意見を取り入れることが重要です。これにより、すべての人が安心して参加できる地域社会をつくり、持続可能な社会の基盤を築くことができます。

このように、性別にかかわらず全ての人が活躍できる環境づくりを推進することは、社会全体の活力を向上させ、経済成長と社会的公平の実現に欠かせません。これを実現するためには、企業、自治体、地域社会が連携し、多様な働き方を支える制度や支援を整備することが求められます。

重点目標

- (1) 誰もが活躍し続けられる職場づくりの推進
- (2) 男女ともに活躍できる環境づくりの推進
- (3) 地域社会における女性の参画拡大

●施策と取組

重点目標（1）誰もが活躍し続けられる職場づくりの推進

性別にかかわらず、誰にとっても平等な雇用・労働条件を確保するため、男女雇用機会均等法や各種休業制度の周知・定着を引き続き進めます。

あわせて、働く上で必要な労働関係法令の理解を促し、関係機関と連携して労働相談や職場環境の改善に取り組みます。

さらに、すべての人が自らの希望に応じて活躍し続けられるよう、起業支援や、企業の経営層においても誰もが参画しやすい環境づくり、職業能力の開発支援などを行い、多様な働き方に対応した条件整備を推進します。

基本施策① 多様な働き方が選択できる差別のない環境づくり

- 多様な就業形態に対応し、性別にとらわれない職業意識の向上を図り、誰もが対等な立場で働くことができる環境づくりに努めます。
- 労働相談について、関係機関と連携を密にした対応に努めるとともに、就業に関する相談情報や関係法令についても市民に分かりやすく紹介します。
- 職場における制度上の性差別をなくし、働きやすい職場環境づくりを促進するため、誰もが対等な立場として認め合い、能力を十分発揮できるよう事業所等に対する啓発に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|----------------------------|-------|
| ・ 関係機関と連携し、就職に関する情報を提供します。 | 商工振興課 |
| ・ 女性活躍推進に関する情報を事業者等へ提供します。 | 商工振興課 |
| ・ 商工会と連携しながら、起業を支援します。 | 商工振興課 |

基本施策② 職業能力開発の支援

- 就業や能力開発の情報提供に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携して職業能力開発等の各種講習会等の充実を図ります。
- 女性労働者の職域の拡大や管理職への登用、また各種研修の実施による能力開発について事業主に働きかけをします。
- ハローワークとの連携により、就職や、転職、再就職希望者の就職を援助するために、就職相談、求人情報の提供及び職業能力向上の支援を推進するとともに、企業に対する働きかけを行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------------------|-------|
| ・ポスター、パンフレットなどによる啓発を実施します。 | 商工振興課 |
| ・ハローワークとの連携による就職情報の提供を行います。 | 商工振興課 |
| ・職業訓練センターなどを活用した研修会を実施します。 | 商工振興課 |

重点目標（2）誰もが活躍できる環境づくりの推進

誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる社会をつくるために、これまでの生活様式を見直し、お互いが社会的、経済的にも自立し、尊重し合える家庭環境を整備するとともに、男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

基本施策① 家庭生活における社会教育の充実

- お互いに尊重し協力し合えるような家庭生活を推進するため、講座を開催します。
- 社会教育における家庭教育の学習の充実に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・家庭内でのお互いの尊重と協力的な関係づくりを支援する学習機会の充実に努めます。 | 生涯学習課 |

基本施策② 家庭における固定化された役割分担意識の解消

- 男性が家事・育児等に積極的に参加できるように講座を開催します。
- 育児に関する教室の開催に際し、性別に関わらない参加の促進を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-------------------------------|-----------|
| ・産前産後教室など性別に関わらず参加の呼びかけを行います。 | こども家庭センター |
| ・父親の育児参加意識の向上を図るための講座を開催します。 | こども家庭センター |

基本施策③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

- 働きやすい職場づくりができるよう、企業へ働きかけます。
- 就労を希望する方が安心して働くことができるよう、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 家族の介護と就労の両立を支援するため、介護支援体制の強化を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|-----------|
| ・ワーク・ライフ・バランスについての情報を企業へ提供します。 | 商工振興課 |
| ・働き方改革についての情報を企業へ提供します。 | 商工振興課 |
| ・保育所における各種保育事業の推進を図ります。 | こども家庭センター |
| ・学童クラブを整備し、保護者の就労への負担を軽減します。 | こども家庭センター |
| ・介護支援のためのボランティア活動を通して高齢者の介護予防に努めます。 | 長寿生きがい課 |
| ・様々な事業主体と連携し、高齢者の生活支援体制の整備を図ります。 | 長寿生きがい課 |
| ・働きやすい職場環境の改善を行う企業を支援します。 | 商工振興課 |

重点目標（3） 地域社会における女性の参画拡大

暮らしやすく活力ある地域社会の構築には住民参加が不可欠です。引き続きリーダー育成や活動支援を通じ誰もが参画できる環境を整備し、政策決定の場への共同参画を拡大します。特に女性が能力を発揮し、各分野で活躍できる体制づくりを推進します。

基本施策① 各種審議会・委員会・モニター等への男女同数の参画推進

- 審議会・管理職等の女性の比率の目標を設定し、その達成に努めます。
- 委員等の公募に際し、ジェンダー割合の均衡に配慮します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・ジェンダー割合に偏りのない委員の委嘱に努め、多様な視点による意見集約を行います。 | 全庁 |
| ・女性の参画状況調査を実施します。 | 総合政策課 |

基本施策② 地域コミュニティにおける男女共同参画推進活動の促進

- 性別による役割の見直し、意識改革等の推進により、性別にかかわらず誰もが社会参画する条件整備に努め、地域や集落運営、方針決定の場への参画を進めます。
- 地域コミュニティ活動に、誰もが参画するよう啓発と促進に努めます。
- 市内各地域において男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。
- 男女共同参画関連の市民活動団体を支援するとともにネットワーク構築を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|----------------------------------|----------|
| ・若者が地域活性化と課題解決に積極的に参画できる場を提供します。 | 地域づくり推進課 |
| ・あきたF・F推進員の積極的な推薦、育成に努めます。 | 総合政策課 |
| ・市内男女共同参画関連団体と意見交換会・情報交換会を実施します。 | 総合政策課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|----------------------|-------------|--------------|
| ・若者・女性の起業数 | 21件 | 51件 |
| ・プレパパ・プレママ教室父親参加率 | 100% | 100% |
| ・男性の育児休業取得率（民間企業） | 50% | 85% |
| ・審議会等における女性の割合 | 24.5% | 30% |
| ・若い世代による主体的な取組への登録者数 | 30人 | 30人 |
| ・あきたF・F推進員の人数 | 8人 | 10人 |

基本目標Ⅱ

健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

健康で明るく安全・安心な暮らしを実現することは、男女共同参画社会の構築における基本的な要素です。しかし、現在の社会には依然として性別に基づく暴力や差別が存在し、これらが個人の尊厳を傷つけ、安全で安心した生活を送ることを妨げる要因となっています。DVや性暴力、セクハラ・SOGIハラなどのあらゆる暴力やハラスメントの根絶は、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するために重要な取り組みであり、社会全体の意識改革と支援体制の強化が不可欠です。

また、健康で安全な暮らしを実現するためには、心身の健康を守るための環境づくりが重要です。特に女性はライフステージごとに異なる健康課題を抱えており、月経、妊娠・出産、更年期などの各段階において、適切な支援が求められます。これにより、女性が長期的に社会で活躍できるよう支援することが、社会全体の活力を向上させることにつながります。同様に、男性も長時間労働や精神的ストレスといった健康リスクを抱えており、双方の健康課題に対する理解と支援が求められます。

さらに、近年は社会的孤立や貧困など、生活環境の不安定さが多くの人々に影響を与えており、特に高齢者やひとり親家庭などは深刻な状況にあります。このような困難を抱える人々には、地域社会の支援体制を強化し、切れ目のない支援を提供することが必要です。

災害時には、特に女性や子ども、脆弱な立場にある人々が多くの影響を受けます。そのため、災害対応においては、男女共同参画の視点を反映し、性別に関わらず必要な支援が提供される体制を整えることが極めて重要です。

このように、健康で安全・安心な暮らしを実現するためには、暴力の根絶、健康支援、貧困対策、災害対応など、さまざまな側面において男女共同参画を推進し、社会全体の支援体制を強化することが不可欠です。

重点目標

- (1) 性暴力やハラスメント等の根絶
- (2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- (3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災対策

●施策と取組

重点目標（1） 性暴力やハラスメント等の根絶

性暴力やハラスメントについて、関係機関との連携を図りながら、発生を未然に防ぐとともにその根絶に向け、環境の整備と相談・支援体制の充実を図ります。

基本施策① ジェンダーに基づくあらゆる暴力・ハラスメントの防止

- 広報・啓発によりDVや虐待の防止に努めるとともに、関係機関と連携した相談対応に取り組みます。
- DV防止法、売春防止法、児童福祉法など関係法令の厳正な運用を図り、相談窓口の充実及び被害者支援の取組を行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|------------------------------|
| ・男女共同参画に関する広報・啓発媒体を充実させます。 | 総合政策課 |
| ・リーフレット、カード、ポスター等を活用し、DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。 | こども家庭センター |
| ・様々な配慮を必要とする被害者に対し、女性相談支援センターや要保護児童対策地域協議会等の関係機関・部署と連携して対応します。 | こども家庭センター |
| ・デートDV、JKビジネス、多様な性（SOGIE）等に係る若年層に向けた啓発を推進します。 | 健康づくり課 こども家庭センター 学校教育課 |
| ・被害者のケースに応じた制度や専門機関の紹介など、寄り添った支援を行います。 | 健康づくり課 こども家庭センター 学校教育課 |

基本施策② 市民の不安・悩みを解消する相談体制の充実

○相談窓口を開設し、市民の不安・悩みの解消に努め、内容によっては関係機関との連携を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-----------|
| ・相談内容に応じ、専門機関へつなぐほか、必要に応じて連携して対応します。 | 市民課 |
| ・担当保健師による継続的な関わりを実施し、相談者が安心できる支援を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・家庭相談員等による相談対応を実施し、女性相談所等と連携を図ります。 | こども家庭センター |
| ・多様な性的指向及び性自認に対する相談に対応します。 | 健康づくり課 |
| ・総合相談窓口を設置し、複数の課題が重なった家庭に対して、相談支援を実施します。 | 福祉支援課 |

重点目標（2） ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが年齢やライフステージに応じて心身の健康を維持できるよう、正しい知識の普及と支援体制の充実を図ります。思春期から老年期まで、生涯を通じて健康に過ごせる環境づくりを推進します。

基本施策① 母子保健に関する知識の普及とサービスの充実

- 母子健康手帳の交付により、健康状態の把握と保健指導・健康相談を行いながら、妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知に努めます。
- 健全な母体管理のために、妊婦健康診査の充実と健やかな子どもを育てるための体制づくりに努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-----------|
| ・母子健康手帳交付時に健康状態の把握と保健指導や健康相談を実施します。 | こども家庭センター |
| ・妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知と母性保護の重要性についての知識の啓発・普及を図ります。 | こども家庭センター |
| ・妊婦のための支援給付事業を推進します。 | こども家庭センター |

基本施策② 生涯にわたる心と身体健康づくりの推進

- 健康保持増進のため、ライフスタイルに応じた健康教室や健康相談の充実に努めます。
また、運動の習慣化及び高齢者の運動機能低下予防の継続的な支援により「健康寿命の延伸」を目指します。
- がん検診をはじめとした各種検診内容の充実や啓発活動に努め、検診率の向上を図ります。
- 生活習慣病を予防し、実り豊かな人生を送るために、町内・事業所・地域が一体となった健康づくりに努めます。
- 保健センター等を拠点とし、地域ごとに参加できる介護予防のための各種教室等を実施し、自立した健康的な生活を支援します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|---------|
| ・インターバル速歩普及事業を実施します。 | 健康づくり課 |
| ・胃がんやその他の消化器疾患予防について情報提供するとともに、幅広い世代への検診に対する意識啓発を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・日常のストレスや不安に関する相談を受け付けます。 | 健康づくり課 |
| ・自立した生活を支援するために、介護予防教室を実施します。 | 長寿生きがい課 |
| ・市自殺対策計画に基づく事業を推進します。 | 健康づくり課 |
| ・高齢者等のサロンや地域ミニデイサービス等で健康相談を実施します。 | 長寿生きがい課 |
| ・命や性に関する正しい知識の啓発・普及を図ります。 | 健康づくり課 |

重点目標（3） 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

長寿社会を豊かな社会としていくため、高齢者や障がい者、生活困窮者が経済的にも自立し、安心した生活を送ることができるよう、支援体制の充実と環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭への経済的支援や育児支援、ニートや引きこもり、不登校といった困難を抱える若者や子どもへの自立支援の充実を図り、誰ひとり取り残すことなく、安心して暮らすことのできる社会環境の整備を目指します。

基本施策① 生活困窮、高齢、障がい等により課題や困難を抱える人への支援

- 地域支援事業等の高齢者福祉サービス情報を提供します。
- 認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりを進めます。
- 障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としながら、障がい者の地域での自立した生活及び経済的負担の軽減を支援していきます。
- 関係機関と連携し、生活困窮者の把握と支援に努めます。
- 市内在住の外国人への情報提供体制の充実を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|---------|
| ・「福祉ガイド」を作成し、高齢者福祉サービスに関するわかりやすい説明に努めます。 | 長寿生きがい課 |
| ・地域ミニデイサービス事業などを通して、高齢者の快適な自立生活を推進します。 | 長寿生きがい課 |
| ・各関係機関との連携により、各種相談に対応します。 | 長寿生きがい課 |
| ・認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の方を支える体制づくりを推進します。 | 長寿生きがい課 |
| ・総合相談窓口（総合相談室等）を設置し、相談支援を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・就労支援と生活相談体制の整備により、障がい者の自立した暮らしを支援します。 | 福祉支援課 |
| ・やさしい日本語の活用などによる市内在住外国人への情報提供の充実を図ります。 | 総合政策課 |
| ・福祉医療支給事業を継続し、経済的負担の軽減に努めます。 | 市民課 |

基本施策② ひとり親家庭に対する各種相談・生活支援

- 就労や育児などにおいて困難を抱えるひとり親家庭に対し、適切なサービスに関する情報提供や各種相談に対応します。
- 経済的に困難を抱えるひとり親に対して、負担を軽減できるよう支援します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-----------|
| ・母子・父子自立支援員を配置し、支援サービスに関する情報提供など各種の相談に対応します。 | こども家庭センター |
| ・児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等による経済的支援を行います。 | こども家庭センター |
| ・ハローワークとの連携、自立支援教育訓練給付金の給付等により就労を支援します。 | こども家庭センター |
| ・福祉医療支給事業を継続し、経済的負担の軽減に努めます。 | 市民課 |

基本施策③ 困難を抱える子どもや若者の育成支援

- 自立した生活や社会参画において困難を抱える不登校児童生徒、ひきこもり、ニートなどの問題に対し、相談・支援等の取組を実施します。
- 子どもの貧困対策の推進、社会的養護の普及・促進を図り、困難を抱える子どもの育成支援に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-----------|
| ・学校に登校することが難しい子どもを対象に、本荘ふれあい教室の実施により学びの場を提供し、さまざまな相談に対応します。 | 学校教育課 |
| ・ひきこもり、ニートなど困難を抱える若者に対する相談を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・秋田県里親支援センターと連携し、里親制度等の普及・促進に努めます。 | こども家庭センター |
| ・ヤングケアラーの認知度向上と理解促進を図り、相談しやすい体制・仕組みを構築します。 | こども家庭センター |
| ・児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を進めます。 | 学校教育課 |
| ・いじめ防止と不登校児童生徒の支援に関する取組を進めます。 | 学校教育課 |

重点目標（４） 男女共同参画の視点に立った防災対策

2024年（令和6年）能登半島地震の対応では、避難所等において女性のニーズに配慮した対応が十分でなかったことが明らかになり、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みが十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。これらを踏まえ、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れる重要性があらためて認識されています。性別、年齢、国籍、宗教に基づく多様なニーズを把握し、リスク管理や体制構築を進めることで、災害時や復旧・復興時にも公平な対応ができるよう対策を強化します。

基本施策① 災害への備え

- 災害発生に備え、平常時において男女共同参画の視点を踏まえた研修や訓練の実施を検討するとともに、多様なニーズに対応するための備蓄の推進に取り組みます。
- 地域防災計画等に女性の視点を取り入れるため、防災会議等の政策・方針決定の過程に係る女性の登用を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・男女共同参画の視点を含めた研修・訓練等の実施を検討します。 | 危機管理課 |
| ・防災会議や自主防災組織の役員について、女性の登用・参画を促進し、女性の視点に立った防災対策を推進します。 | 危機管理課 |
| ・生理用品、ミルク、おむつ等の備蓄を推進します。 | 危機管理課 |

基本施策② 災害発生時の対応

- 避難支援において、多様な立場を考慮した適切な情報提供体制について検討します。
- 避難所運営における、女性をはじめとする多様な立場の人々のニーズ把握に努め、運営に反映するとともに、相談体制の構築に努めます。
- 復興のために、平常時から、関係各課との継続的な連携体制の構築に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・避難所等で災害対応を行う女性職員や女性消防団員を支援し、心身の健康に配慮します。 | 危機管理課 |
| ・多様な立場の人々に配慮した避難所運営に努めます。 | 危機管理課 |
| ・避難所等での女性や子どもに対する性暴力の防止や安全確保、その他ニーズへ対応するための相談体制の構築に努めます。 | 危機管理課 |
| ・早期の生活再建や生活環境の改善を図るため、関係各課との連携に努めます。 | 危機管理課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|---------------------|-------------|--------------|
| ・母子健康手帳交付時保健指導実施率 | 100% | 100% |
| ・インターバル速歩体育館利用登録者数 | 1,293 人 | 1,600 人 |
| ・胃がん検診精検受診率 | 78% | 90% |
| ・小中学校こころの健康づくり教室実施率 | 100% | 100% |
| ・認知症サポーター数（累計） | 13,683 人 | 17,000 人 |
| ・就労系福祉サービス相談件数 | 51 件 | 63 件 |
| ・「ヤングケアラー」に対する認知度 | 74% | 80% |
| ・防災会議への女性の登用 | 3 人 | 4 人 |

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成と基盤強化

個人が尊厳を保ち、誰もが平等に機会を享受できる社会を実現するためには、性別に基づく差別や偏見を根本からなくすことが求められます。そのためには、社会全体で人権の重要性を認識し、特に性別に関する固定的な役割分担意識を解消するための啓発活動を進めることが不可欠です。

この啓発活動は、男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、非常に重要な取り組みであり、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。

さらに、民間の関連団体が連携し、共同で取り組むことによって、より広範囲で強固な男女共同参画の基盤を築くことが可能となります。これらの団体は、それぞれ異なる視点やリソースを持っており、連携を深めることで、多角的かつ実効性のある施策を展開することができます。特に、地域における女性リーダーの育成や、地域特有の課題への具体的な対策を講じることが、男女共同参画の進展に大きな効果をもたらします。

重点目標

- (1) 人権の尊重と理解促進
- (2) 男女共同参画関連団体の連携強化

●施策と取組

重点目標（1） 人権の尊重と理解促進

男女共同参画社会を形成するには、男女共同参画に関する認識を深め、性別によらない視点から家庭・地域における様々な慣行等を見直すことが求められています。そのため、広報や市のウェブサイト等を活用し啓発するとともに、人権を尊重し共生社会を推進する学習機会を提供します。

基本施策① 男女共同参画に関する意義・意識の啓発

- 各種パンフレットやインターネット、市の広報等を活用した情報の提供と啓発を促進します。
- 情報の収集や提供により、男女共同参画社会の知識の普及・理解の促進に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・市のウェブサイトにも男女共同参画計画の内容を公表し、取組状況の周知に努めます。 | 総合政策課 |
| ・市広報等で啓発記事を掲載します。 | 総合政策課 |

重点目標（2） 男女共同参画関連団体の連携強化

男女共同参画を推進するため、関係機関や地域団体などとの連携を強化し、情報共有や共同事業を通じて相互の活動を支援します。多様な主体が協働することで、地域全体で男女共同参画の取組を広げ、持続的な推進体制を築きます。

基本施策① 男女共同参画推進のための意見交換と学習機会の提供

- 男女共同参画推進のための意見交換会の開催に努めます。
- 市民がともに尊重し合える社会形成のため、学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画推進に関する制度の周知と活用を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|------------------------------------|-------|
| ・男女共同参画推進協議会、男女共同参画ネットワーク会議を実施します。 | 総合政策課 |
| ・啓発、学習の場として男女共同参画市民講座を開催します。 | 総合政策課 |
| ・男女共同参画推進活動室の整備と利用促進を図ります。 | 総合政策課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|--------------------|-------------|--------------|
| 男女共同参画市民講座の満足度 | 84% | 90% |
| 男女共同参画推進活動室の年間利用者数 | 311人 | 350人 |

第3章

計画の推進体制

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指してこの計画を積極的に推進するために、庁内各部局が一体となり継続的に取り組みます。また、民間団体や市民との情報交換の場を設置するとともに、市民の理解と協力をいただき、社会情勢に対応した施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

1 推進体制の整備・充実

男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、庁内での連携強化を図り、密接なネットワークのもとに、各種施策を展開します。

2 関係機関との連携強化

国や県と連携を図り、それぞれの男女共同参画施策、事業等との協調・整合を図りながら進めます。

3 市民の意見を反映した施策の展開

広く市民の意見を聴くため、「男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画に関する企画・事業について市民の参画をいただきながら施策を展開します。

4 計画の進行管理

計画を着実に実施していくため、各施策の実施状況と課題を把握するなど、適正な進行管理に努めます。また、計画期間中であっても新たな取り組みが必要となった場合は必要に応じて計画の見直しを行い、その内容を公表します。

5 企業・市民団体との連携の確立

男女共同参画社会の実現のため、企業や市民団体と連携を図り、自主的な活動を促進します。

6 情報の収集と提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、家庭・職場・地域において男女共同参画が推進されるよう、その提供に努めます。

參考資料

由利本荘市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 25 日

条例第 5 号

人はすべて、性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人が人権を尊重しあいながら、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮するとともに責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要である。しかしながら、現実には、いまだに性別により固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も見受けられ、男女が共に輝き、いきいきと暮らすことができる真の男女共同参画社会の実現が望まれている。

由利本荘市は、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、国や県の施策に呼応しながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本指針を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本指針に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体についての特徴を理解し、対等な関係の下に互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取り組みを勘案し、その動向に配慮すること。

(7) 市民一人一人が、主体的に男女共同参画の推進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本指針(以下「基本指針」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、国、県、市民、事業者及び教育に携わる者と相互に連携を図り協力して男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本指針を尊重して男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において基本指針を尊重し、男女が、職域における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職域における活動と家庭や地域における活動等とを両立して行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

(情報の適切な表示)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的な表現並びに性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現を行わないように配慮しなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(積極的改善措置)

第 11 条 市は、男女共同参画を推進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、市民、事業者及び教育に携わる者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(基本計画)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ由利本荘市男女共同参画推進協議会の意見を聴くほか、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報啓発)

第 13 条 市は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。

(協議会の設置)

第 14 条 男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議するため、由利本荘市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 第 12 条第 3 項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 協議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第 15 条 協議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

由利本荘市男女共同参画都市宣言

私たち由利本荘市民は

世代をこえて人権を尊重し

男女が性別にとらわれず

社会の対等な構成員として

自らの意思によって社会のあらゆる分野に活動できる

真の男女共同参画社会の実現をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成21年4月1日

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある

ことにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共

同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

～以下省略～

秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定

に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町村に対する協力）

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものと

する。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。
- 4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べるることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第21条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 7 条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。
別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を「交通安全対策会議の委員及び専門委員・男女共同参画審議会の委員」に改める。

第5次由利本荘市男女共同参画計画

～市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち～

作成 令和8年2月

編集 由利本荘市男女共同参画推進協議会

由利本荘市企画振興部総合政策課

発行 秋田県由利本荘市

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

TEL：0184-24-6226 FAX：0184-23-1322

ホームページ URL：<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/>

E-mail：kikaku@city.yurihonjo.lg.jp
